

公益社団法人日本図書館協会公共図書館部会総会議案書

(2020 (令和 2) 年度)

次のとおり、2020 (令和 2) 年度公共図書館部会総会の議案を提案いたします。

別紙書面決議書により、氏名（施設名または個人名）と所属都道府県名及び賛否を記載の上、部会事務局連絡先あて6月25日（木）午後5時までにお送りください。この時間をおくると無効となりますので、ご注意ください。

なお、公共図書館部会推薦理事は現在、中山勝文氏（前群馬県立図書館長）です。任期は2021年度の第1回定時代議員総会までですが、部会との連絡・連携の機能を持つため慣例では、現職退職後は退任としていただくこととなっておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、都道府県内の図書館長会議や全国、各ブロックでの会議や顔合わせもできない状態であるため、継続していただくことをお願いしております。

公共図書館部会  
部会長 宇梶 宏美  
(栃木県立図書館長)

総会議案第1号	2019 (令和元) 年度公共図書館部会事業報告及び決算報告について
総会議案第2号	2020 (令和 2) 年度公共図書館部会事業計画及び予算について
総会議案第3号	2020 (令和 2) ・2021 (令和 3) 年度公共図書館部会幹事選出について
総会議案第4号	2020 (令和 2) 年度公共図書館部会部会長・副部会長承認について
総会議案第5号	公共図書館部会規程の改正について（特例規程の公共図書館部会規程への盛り込み）

議案第1号 2019(令和元)年度公共図書館部会事業報告及び決算報告について  
2019(令和元)年度 公共図書館部会事業報告

1 2019(令和元)年度公共図書館部会総会(会場:日本図書館協会研修室)

日時:2019(令和元)年6月14日(金)

出席数1,545名(委任状1,497名含む、定足数は、1,518名で総会は成立)

議事

(1)2018(平成30)年度事業報告、会計報告

(2)2019(令和元)年度事業計画案、予算案 (1) (2) いずれも異議なく承認された。

(3)2019(令和元)年度 役員、会長・副会長、部会選出理事の人事について提案どおり異議なく承認された。(五十嵐一彦部会長、西口禎二副部会長、福澤幸人副会長、中山勝文理事)

(4)主な意見

- ・映画『ニューヨーク公共図書館エクス・リブリス』について
- ・地方交付税の要望について ・アンケート調査について
- ・代議員総会への施設会員選出代議員の出席について ・幹事や副部会長の選出について

2 幹事会の開催(会場はいずれも日本図書館協会)

(1)第1回幹事会 2019(令和元)年6月14日(金)

2018(平成30)年度事業報告、会計報告

2019(令和元)年度事業計画、予算

(2)第2回幹事会 2020(令和元)年2月26日(水)

2020(令和2)年度事業計画案、予算案

3 全国公共図書館研究集会の開催

(1)サービス部門 総合・経営部門 12月12日(木)~12月13日(金)

・会場:千葉市生涯学習センター・テーマ:レファレンスサービスを活性化するために

・基調講演:田村俊作氏(慶応義塾大学名誉教授) ・参加者数:145名

(2)児童・青少年部門 11月28日(木)~11月29日(金)

・会場:島根県民会館 ・テーマ:子どもとともに読書のよろこびを分かち合おう

・基調講演①:松本なお子氏(ストーリーテラー・子どもと絵本ネットワークルピナス代表)

・基調講演②:岩田英作氏(島根県立大学人間文化学部長・教授)

・参加者数:212名

4 公共図書館部会通信の発行 2019年度は未発行。

## 2019(令和元)年度 公共図書館部会 決算書

2019(平成31)年4月1日から2020(令和2)年3月31日まで

<収入の部>						
科目	予算額	-	最終予算額	決算額	増減額	説明
部会活動費	1,081,000	-	1,081,000	1,081,000	0	
雑収入	0	-	0	0	0	
収入計	1,081,000	-	1,081,000	1,081,000	0	
<支出の部>						
科目	予算額	流用額	最終予算額	決算額	増減額	説明
全国公共図書館研究会	600,000	0	600,000	600,000	0	全国研究会 ・サービス, 総合・経営部門 300,000円 (千葉県千葉市) ・児童・青少年部門 300,000円 (島根県松江市)
全国研究会返還入金	0		0	-28,986	28,986	・サービス, 総合・経営部門 10,348円 ・児童・青少年部門 18,638円
幹事会交通費	476,000	-40,000	436,000	286,000	190,000	第1回幹事会174,000円 第2回幹事会112,000円 40,000円を事務費に流用する。
アンケート調査集計	0		0	0	0	2年ごとに実施。2019年度は実施なし。
事務費	5,000	40,000	45,000	43,069	-38,069	振込手数料 1,296円 通信運搬費(切手代)984円 コピー用紙代 40,789円(部会総会の用紙代を協会に補填するのと合わせ新型コロナウイルス対応のための用紙代) 幹事会交通費から40,000円の流用を受ける。
予備費	0		0	0	0	
計	1,081,000	0	1,081,000	900,083	180,917	残金(増減額)は、協会会計に戻入
<p>※事務費への流用についての説明 2019年度部会総会の用紙代及び新型コロナウイルス対応のため議案の提案方法として議案書の配布、書面決議や電磁的方法による総会決議対応の用紙を購入するため、財源は幹事会旅費で40,000円を事務費へ流用。</p>						

議案第2号 2020(令和2)年度公共図書館部会事業計画及び予算について  
2020(令和2)年度公共図書館部会事業計画

1 2020年度 公共図書館部会総会の開催

・日時 6月25日(木)17時を期限とする書面決議による開催

・議題

- 1) 2019(令和元)年度公共図書館部会事業報告及び決算報告について
- 2) 2020(令和2)年度公共図書館部会事業計画及び予算について
- 3) 2020(令和2)年度公共図書館部会幹事選出について
- 4) 2020(令和2)年度公共図書館部会部会長・副部会長承認について
- 5) 公共図書館部会規程の改正について(特例規程の公共図書館部会規程への盛り込み)

2 2020年度 第1回幹事会の開催

・日時 6月11日(木)17時を期限とする書面決議による開催

・議題

- 1) 2020(令和2)年度公共図書館部会総会の書面決議による開催について
- 2) 2019(令和元)年度公共図書館部会事業報告及び決算報告について
- 3) 2020(令和2)年度公共図書館部会事業計画及び予算について
- 4) 2020(令和2)2021(令和3)年度公共図書館部会幹事選出について
- 5) 2020(令和2)年度公共図書館部会部会長・副部会長選出について
- 6) 公共図書館部会規程の改正について(特例規程の公共図書館部会規程への盛り込み)
- 7) 2020(令和2年度)公共図書館部会総会議案について
- 8) 2020(令和2)年度代議員推薦候補について

3 2020年度 第2回幹事会の開催

・日時 2021年2月中旬

・場所 日本図書館協会

・議題 2021年度事業計画及び予算

4 全国公共図書館研究集会(総合・経営部門サービス部門研究集会)の開催

・担当;大阪府立中央図書館

・期日:2021年(予定)

・会場:東大阪市

・テーマ:未定

・参加費:3,000円(予定)

・予算30万円

5 公共図書館部会が行う調査活動について

- ・担当：公共図書館部会事務局
- ・期日：2020年7月～
- ・内容：2018年度実施アンケートをもとに作成

2020年度 公共図書館部会 部会経費収支計画書(案)				
2020年4月1日から2021年3月31日まで				
<収入の部>				
科目	2020(令和2)年度	2019(令和元)年度	増減額	説明
部会活動費	1,286,000	1,081,000	205,000	
参加費			0	
寄附金(指定寄附)			0	
雑収入			0	
			0	
収入計	1,286,000	1,081,000	205,000	
<支出の部>				
科目	2020(令和2)年度予算	2019(令和元)年度予算	増減額	説明
全国公共図書館研究集会	300,000	600,000	-300,000	サービス総合部門開催
幹事会交通費	504,000	476,000	28,000	2回開催
総会・幹事会用紙代	12,000	0	12,000	部会総会・幹事会用
事務費	470,000	5,000	465,000	アンケート調査、事務経費
			0	
			0	
			0	
			0	
支出計	1,286,000	1,081,000	205,000	
収支差額	0	0	0	

すでに2020年2月の幹事会で事業計画は承認されていますが、再度確認の議案として、提出いたします。2020(令和2)年度実施予定アンケート調査についても幹事会にメールで開催及び実施内容について確認をしていただき、その後実施する予定です。なお、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況に応じて、事業(幹事会、アンケート、公共図書館研究集会は開催館の意向を確認しながら)の中止等を別途幹事会に諮ることのご了解をお願いいたします。また、幹事会は2回開催で予算化されていますが、今後の執行については別途幹事会にお諮りいたします。

議案第3号

2020(令和2)・2021(令和3)年度公共図書館部会幹事選出について(案)

選出単位		氏名	所属等
1	施設会員	小田島 正明※	岩手県立図書館
2		齋野 和則	福島県立図書館
3		稲葉 友昭	群馬県立図書館
4		宇梶 宏美	栃木県立図書館
5		安部 浩成※	千葉市中央図書館
6		杉原 栄	富山県立図書館
7		別所 志津子※	三重県立図書館
8		西口 禎二※	大阪府立中央図書館
9		三木 信夫※	大阪市立中央図書館
10		網浜 聖子※	鳥取県立図書館
11		渡邊 勇人※	香川県立図書館
12		濱田 義之	熊本県立図書館
13		吉田 恵子	福岡市総合図書館
14	個人会員	安宅 仁志※	(千葉県立西部図書館)
15		水澤 弘幸※	(さいたま市立与野図書館)
16		堀 渡※	(白百合女子大学)

※は、2019(令和元)年度から継続しての幹事

議案第 4 号

2020(令和 2)年度公共図書館部会部会長・副部会長承認について (案)

部会長	宇梶 宏美 (栃木県立図書館)
副部会長	西口 禎二 (大阪府立中央図書館)
	杉原 栄 (富山県立図書館)

## 議案第 5 号

公共図書館部会規程の改正について（特例規程の公共図書館部会規程への盛り込み）

### 改正理由

2020(令和 2)年 4 月 15 日日本図書館協会理事会の承認を受けた特例規程「公益社団法人日本図書館協会活動部会総会及び役員の会議等開催における決議の特例規程(新型コロナウイルス感染症対応)」を公共図書館部会規程に盛り込むための部会規程改正。

### 改正内容

- 1 公共図書館部会規程第 4 条第 5 項 部会総会は、部会のすべての構成員の過半数の出席をもって成立する。」の規定を各部会の規定と整合性をはかるため改正する。

他の部会総会は、部会員の 10 分の 1 以上の出席をもって成立させている。

○短期大学・高等専門学校図書館部会規程第 9 条第 4 項

○大学図書館部会規程第 8 条第 3 項

○学校図書館部会規程第 11 条第 4 項

○専門図書館部会規程第 12 条第 3 項

○図書館情報学教育部会第 5 条第 5 項

以上、日本図書館協会の 6 つの活動部会のうち公共図書館部会を除く 5 つの部会は「総会は、部会員の 10 分の 1 以上の出席（委任状および代理者を含む）をもって成立する。」で 10 分の 1 を成立要件としている（ただし、図書館情報学教育部会には委任状及び代理者を含む規定はない。）

- 2 現行規程では、会議の開催を前提として、書面または電磁的方法をもって議決権行使を認めているが、書面決議又は電子的方法による会議開催を部会長の権限とし、部会の構成員による書面又は電磁的方法による決議への参加を以て、部会総会等の開催及び成立について規定する。

### 特記事項

公共図書館部会規程第 18 条「この規程の改廃は、部会総会の決議を経て、理事会の承認により行う。」とあり、部会総会の決議を経たのち、理事会の承認を経て、規程改正となる。

参考経過：2014 年 5 月 30 日付の「公共図書館部会の今後の在り方について(最終まとめ)」に「5 部会総会の成立要件」とあり、「成立要件について、現行規定では 10 分の 1 以上の規定があるが、法人法との整合性もあり、過半数の出席を条件とする必要があり、規程上明記することとした」と記載されている。当協会の定款は、代議員制を取っており、「概ね正会員 100 人の中から 1 人の割合をもって選出される」とある。感染症の収束があったとして

---



も、今後新たな感染症などの対応や協会事務局への経費的な負担など（委任状送付はがきの着払い郵送代やファックス用紙費用など）2020年4月30日現在2940名の構成員を対象とした会議の開催は限界を超えていることから規程改正を行うこととした。

#### 新旧対照表

新	旧
<p>第4条</p> <p>5 部会総会は、部会のすべての構成員の<u>10分の1</u>の出席をもって成立する。</p> <p>6～10 まで略</p> <p>11 部会長は部会総会、幹事会の開催が困難であると判断したときは、書面又は電磁的方法により部会総会・幹事会に代えることができる。その場合、部会長は、書面又は電磁的方法により部会総会・幹事会を開催することを構成員に伝え、また、審議事項と表決期限等の必要事項を伝えなければならない。ただし、この方法によりがたい場合は、部会長・副部会長で協議し、部会員へ周知する方法を決定することができる。</p> <p>12 前3項の規定により議決権を行使したものは、部会総会に出席したものとみなす。</p>	<p>第4条</p> <p>5 部会総会は、部会のすべての構成員の<u>過半数</u>の出席をもって成立する。</p> <p>6～10 まで略</p> <p>11 前2項の規定により議決権を行使したものは、部会総会に出席したものとみなす。</p>